

**再配信** アンケート返信の協会FAX番号は 0563-56-0244です。  
8月2日まで入りにくいので8月3日以降でFAX願います。間違っても申し訳ありませんでした。

令和4年8月1日  
西尾労働基準協会

## 会報8月号目次 と アンケート協力依頼

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

[西尾労働基準協会ホームページ](#)

8月1日(月)掲載



### 「お知らせ」

- ◇ 【中止】働き方改革講演会 ⇒下記アンケートにご協力ください
- ◇ 【募集定員変更】コロナ対策で300名から 6席に1名の200名に変更  
第一部 全国労働衛生週間説明会  
第二部 リスクアセスメント出前講座 講演 愛知労働局安全課長 濱田勉氏  
2022年9月14日(水) 14:00-16:00 西尾市文化会館大ホール

### 「会報」

- ◇ 7月7日愛知安全衛生大会 二宮会長発表、旭鉄工愛知労働局長賞受賞
- ◇ 女活法省令改正 男女の賃金の差異公表義務化
- ◇ 監督署の窓 熱中症
- ◇ 重点活動の進捗報告 労働相談件数(会員は無料)
- ◇ 労働災害防止 ●労働災害発生状況 6月 愛知県と西尾市  
●西尾管内6月度災害分析 一部を中国語で…後日7ヶ国語

### 「講習・セミナー」

- ◇ 2022年10月講習会開講のご案内 西尾 西三河 愛知労働基準協会
- ◇ セミナー/シンポジウム 西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

## 働き方改革講演会 参加意向アンケート \*全会員に願います

**趣旨** 少子高齢化で新卒者が減少する中、全国でどのような生き残り作戦が展開されているかの最新情報をいち早く西尾の皆さんにお伝えする企画です。経営者・人事責任者向け今年では中止となりましたが、下記計画で講師と意見交換ができる場を設けてまいります。  
◆来年実施は建設業への法規制があるため決定です。以降はアンケート結果で決めます。  
◆7月22日参加申し込みされた方には、当日資料をお渡しできることで了解を得ました皆さんに伝わったことを確認したい為、全会員からの返信(FAX)をお待ちしています。

回答希望日 2022年8月24日(水)まで

当初

R4年 全般の動向  
R5年 建設業  
R6年 小売業  
R7年 製造業

中止

変更

→R5年 全般の動向、建設業  
R6年 小売業  
R7年 製造業

開催決定  
開催検討中  
開催検討中

アンケート1 参加可否 参加希望の口内にし点ください これは二重調査です 申込書ではありません

R5`全般の動向、建設業 R6 小売業 R7 製造業 不参加

アンケート2 7月22日説明予定だった資料 希望者は口内にし点ください

配布を希望する 申し込みされた方に限ります

会社名

二重を整理する項目としてお聞きします  
従業員数 (労働保険対象者数)

名

ご協力ありがとうございました 協会までFAX願います FAX 0563-56-0244

# 2022年度 愛知産業安全衛生大会

西尾労働基準協会から

二宮会長事例発表 旭鉄工 愛知労働局長賞受賞



日時 2022年7月7日  
場所 名古屋国際会議場



## 発表された二宮会長

参加者のアンケート

- ・取組を自社へ持ち帰り、大いに参考にする
- ・社長自らRAIに取り組まれており感銘を受けた
- ・危険源すべてを洗い出している点が参考など大変好評を博しました



## 愛知労働局長から 木村社長へ表彰状

後世への伝承を大切にしたりリスクアセスメントの展開を目的に、災害発生プロセスに沿ってイーラーニングで推奨事例を作り地元へ貢献された

2022（令和4）年7月8日施行

# 女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ 女性の活躍に関する「情報公表」が変わります

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加します。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

## 労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績  
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨男女の賃金の差異（必須）\*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績  
C：以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

## 各区分の情報公表項目

### 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択  
+  
⑨の項目（必須）\*新設

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

⑨男女の賃金の差異  
（必須）  
\*新設



### 「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択  
※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

## 「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項（例）

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。  
※計算の前提とした重要事項を付記  
(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

## 自社の実情を正しく理解してもらうために『説明欄』を有効活用しましょう 「男女の賃金の差異」以外の情報を任意で追加的に公表できます

- 求職者等に対して、比較可能な企業情報を提供するという目的から、「男女の賃金の差異」は、すべての事業主が共通の計算方法で数値を公表する必要があります。
- その上で、「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、**より詳細な情報や補足的な情報**を公表することもできます。
- 自社の女性活躍に関する状況を、求職者等に正しく理解してもらうためにも、『説明欄』等を活用し、追加的な情報の公表をご検討ください。

### 任意の追加的な情報公表の例

**自社における男女間賃金格差の背景事情**がある場合に、追加情報として公表する。  
例えば、女性活躍推進の観点から、女性の新卒採用を強化した結果、前年と比べて相対的に賃金水準の低い女性労働者が増え、男女賃金格差が前事業年度よりも拡大した、など。

**より詳細な雇用管理区分**（正規雇用労働者を正社員、勤務地限定正社員、短時間正社員に区分する等）での男女の賃金の差異や、**属性（勤続年数、役職等）が同じ**男女労働者の間での賃金の差異を、追加情報として公表する。

契約期間や労働時間が相当程度短いパート・有期労働者を多数雇用している場合に、次のような方法で男女の賃金の差異を算出し、追加情報として公表する。

- 正社員、パート・有期労働者それぞれの賃金を **1時間当たりの額に換算する**

**時系列**で男女の賃金の差異を公表し、複数年度にわたる変化を示す。

- 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

URL : <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



- 「**男女の賃金の差異**」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



- 一般事業主行動計画の策定等については、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）





## ○はじめに

今年梅雨明けが早く、平年と比べて暑い時期が長く続くのに加えて気温も平年よりも高いとされています。愛知県内でも、7月に入って熱中症により救急搬送される人が大幅に増えています。本稿では熱中症が発生した際の対応と熱中症を予防するための対策について簡単に解説します。

## ○熱中症の症状と対応

熱中症の分類 (病態と対応)		
重症度	症状	対応
I度	<ul style="list-style-type: none"> <li>汗が、拭いても拭いても出てくる (大量の発汗)</li> <li>めまい、立ちくらみがある</li> <li>筋肉のこわらみがある (痛い)</li> </ul> * I度では、意識障害を認めない	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷所に移し、安静にして体を冷やしましょう</li> <li>水分・塩分を補給しましょう</li> </ul> * 通常は現場で対応が可能
II度	<ul style="list-style-type: none"> <li>顔ががらがんする (頭痛)</li> <li>吐き気がする、吐く</li> <li>体がだるい (倦怠感・虚脱感)</li> </ul> * II度では、集中力や判断力の低下を認める	<ul style="list-style-type: none"> <li>I度の対応に加え、必ず誰かが付き添うようにしましょう</li> <li>症状が改善しなければすぐに病院に運びましょう</li> </ul> * 医療機関での診察が必要
III度	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識がない</li> <li>体がひきつる (痙攣)</li> <li>呼びかけに対し返事がおかしい</li> <li>真直ぐに歩けない、走れない</li> <li>高い体温である</li> </ul> * III度では、意識障害や臓器 (肝臓等) 障害、血液凝固異常を認める	<ul style="list-style-type: none"> <li>I度、II度の対応をしながら、すぐに救急車で、病院に運びましょう</li> </ul> * 入院 (場合により集中治療) 治療が必要

(参考文献 福地省「熱中症環境保健マニュアル 2019」、日本救急医学会「熱中症診療ガイドライン 2015」)

熱中症は症状によってI度～III度に分けられますが、**熱中症対策はI度のうちに講じることが大切です**。II度以上は休業を要することもあり、III度では多くの方が帰らぬ人となります。

万が一熱中症が発生したら、涼しい場所で衣類をゆるめ、体を冷やして経口補水液を与えます。ただ、**少しでも様子がおかしいと感じたら躊躇せず救急車を呼んでください**。熱中症により死亡したケースを見ると「休ませて様子を見ていたところ容体が

急変した」などのケースもあり、始めのうちは大丈夫そうに見ても容体が急激に悪化する場合があります。熱中症と思われる作業者については決して1人にせず、健康管理を適切に行ってください。

## ○熱中症の発生を防ぐための対策

熱中症の発生を防ぐためには、職場に熱中症発症のリスクがどれほどあるのか把握することが重要になります。そのリスクを把握するのに便利なのがWBGT値 (暑さ指数) の測定です。測定した値がWBGT基準値を超える場合はWBGT値を下げるための対策が必要になります。例えば通風・冷房設備の設置といった設備面での対策やWBGT値が基準値を大幅に超える場合には作業を控えるなどの対策が考えられます。

熱中症予防の基本的な対策である水分・塩分補給については作業者任せにせず、事業者が水分・塩分補給の時間を決め、作業者が確実に水分・塩分補給できる体制を構築することが重要です。

## ○最後に

職場の熱中症対策について詳しくは右リーフレットで解説しています。リーフレットは下記リンクに掲載しておりますので、熱中症対策



について知りたいという方はぜひご覧ください。また、ご不明な点があればお気軽に岡崎労働基準監督署西尾支署監督・安衛課(☎0563-57-7161)にお電話ください

リーフレットリンク ([https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzhen\\_eisei/nettyusho.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzhen_eisei/nettyusho.html))

## 無料労働相談件数（4年 5月分）

企業の労働110番 労働相談室

	相 談 内 容					
	新型コロナ 対策	労働時間 対策	労使紛争 対応	労働保険 事務	その他	合計
<b>西尾</b>				2	1	3
名古屋南	1		4	3	1	9
名古屋東	1	2	4	5	5	17
名古屋西	1	3	3	6	1	14
豊橋		1	2	4	5	12
岡崎			1	2		3
一宮			1		1	2
半田	1	2	4	2	3	12
刈谷	1	2	3	4	1	11
豊田		1	2	3	1	7
瀬戸			4	1	2	7
津島			1	5	2	8
江南		2		1	1	4
名北以外	5	13	29	38	24	109
名北	36	148	124	98	137	543
合計	41	161	153	136	161	652

**県全体で650件の相談実績をみてもわかるように  
安心して相談頂いています 西尾は3件  
ご活用ください(会員は無料)**

令和4年4月から愛知県下全労働基準協会の会員企業さんのご活用が可能となりました

労働の **トラブル・ご相談・ご質問は 迷わず**

# 企業の労働110番！

**(052)961-7110** までお電話を

企業 労働 何でも 110番

お電話・メール・ファックス・ご来局  
**無料相談**



社員が工場に  
出勤途中  
交通事故に  
あい入院。  
労災保険の  
手続は？



企業ご担当者の専用労働相談  
ダイヤルのため、労働者の立場  
でのご相談はできません

トラブルメーカーの  
社員を解雇したい。  
どうしたらできるの？

写真は  
相談を行う  
社会保険労務士  
本人です



ドライバーがうつ病に。  
どうすればいいの？  
休ませて良いの？



法律が変わる  
そうだがどんな内容？  
どうすればいいの？



労働基準監督署から  
残業手当未払いの  
指導を受けた。  
どうすれば良いの？



シフトの設定。  
この方法で良いの？  
残業手当の支払い。  
これで良いの？



接客の悪い  
パート店員を  
雇止めしたら  
合同労組から  
団体交渉  
の申し入れが。  
どうすれば  
良いの？



ゼネコンさんから  
リスクアセスメントの  
実施を求められた。  
それ何？

**労働問題なら**

- **何でも** 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
  - **何時でも** 月～金 8:30～17:30(祝日等は除く)
  - **何度でも** 労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
  - **企業の立場で** 秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
  - **社会保険労務士等専門家が** 他 行政OB・産業カウンセラー等企業の支援活動を行なう労働の専門家です
- ご相談に応じます 愛知県下各労働基準協会 企業の労働110番 労働相談室**

実施：愛知・名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会



# 無料労働相談ご案内

行政から法違反に関する指導を受けた、労使紛争が発生した等の労働トラブルが増加しております。

労働関係法は100近くあり、これを全て理解しその義務を守ることは、一企業にとって極めて困難で、専門家の助言が不可欠です。

愛知県下各労働基準協会では、令和4年4月より一般社団法人 名北労働基準協会事務局内に「企業の労働110番労働相談室」を設置し、社会保険労務士17名等の専門相談員が、愛知県下全域の労働基準協会の会員企業さまへの、**無料労働相談**を行います。

法令を遵守し、労働トラブルを防ぎ、円滑な労務・安全衛生管理を行い、労使一体となり企業を繁栄させるため、ぜひともご活用ください。

労務・安全衛生管理の判断誤りは  
企業を揺るがす大事件となることも



地方裁判所の  
労働審判

裁判

## 企業の労働110番労働相談室

名称: 企業の労働110番 労働相談室

設置場所: 一般社団法人 名北労働基準協会内

名古屋市中区清水1-13-1

相談方法: 電話・来局・ファックス・メールでの相談

相談先: 専用相談ダイヤル(052)-961-7110

FAX(052)961-9635

E-mail [roudou110@meihokurouki.or.jp](mailto:roudou110@meihokurouki.or.jp)

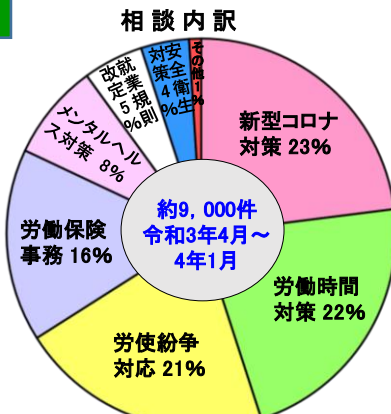
相談対象: 愛知県下の労働基準協会会員企業

※労働基準協会に未入会企業さんも、初回1回のみ上記の名北労働基準協会にご来局いただいた場合に限り、無料でご相談が可能です。

※企業ご担当者の専用相談室のため、労働者の立場でのご相談はできません。

相談対応: 行政OB、社会保険労務士等の名北労働基準協会等の役職員が相談を行います。

秘密厳守: 相談を行う相談員を除き、労働基準協会の役職員も含め、相談企業名、相談内容の情報は、外部には一切秘密とします。企業の立場で親身に相談を行います。安心してご相談ください。



上記相談は名北協会が単独で実施したものです。(一部他地区会員企業を含む)

### 相談事例

ケース	相談内容
新型コロナウィルス	新型コロナの影響で来店者が9割減り大半の社員を休ませたが、休業手当の支払いと雇用調整助成金申請の方法は？
労働時間管理	売上が横ばいなのに時間外労働が増加している。何か良い対策はないのか？労働時間が長いのは、特定の社員に限られる。
労使紛争	服務規定に度々違反する社員を厳しく指導したら、「パワハラだ」と訴え、加害者の解雇と損害賠償を要求。どうすれば良いの？
労災保険請求	脳出血で亡くなった社員の遺族から、「労災請求したい」との申し出が。どうすれば良いの？時間外労働は1か月40時間程度である。

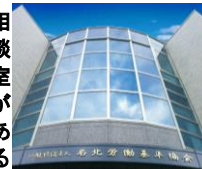
電話相談



面談相談



名北協会有る  
相談室がある



## 相談体制

公益社団法人 愛知労働基準協会の1名を除き、全員が名北労働基準協会の常勤・非常勤の役職員です。

行政OB(元名古屋北労働基準監督署長、元名古屋東労働基準監督署長、元愛知労働局総務部適用・事務組合課長)3名

特定社会保険労務士(紛争解決手続代理業務資格保有社会保険労務士)7名、社会保険労務士7名、公認心理師1名

産業カウンセラー2名、キャリアコンサルタント2名、RSTトレーナー(現場監督者安全衛生教育トレーナー)4名

主な相談員



石田幹夫  
副会長。元名古屋北労働基準監督署長。瑞宝双光章受章。社会保険労務士。合同労組対策等幅広い相談・講演活動を実施



塩谷欽一  
公益社団法人 愛知労働基準協会事務局長代理。元名古屋東労働基準監督署長。中央労働災害防止協会の安全衛生相談を実施。



市之瀬高司  
専務理事・事務局長。特定社会保険労務士。RSTトレーナー。労働時間・労使紛争対策等幅広い相談・講演活動を実施。



森一美  
労働保険部長。元愛知労働局総務部適用・事務組合課長。労働基準行政40有余年の実績を基に、幅広い講演・相談を行う。



墨華代  
首席労働相談室長。開業特定社会保険労務士。元愛知県社会保険労務士会副会長。経験豊富な労働相談のスペシャリスト。



藤原朋子  
労働相談室長。開業社会保険労務士。非正規労働者待遇差解消等の労務管理の幅広い相談・講演活動を実施。



船岡和彦  
労働相談室専門相談員。開業社会保険労務士。就業規則改定、退職金制度設定等の幅広い相談・講演活動を実施。



新美智美  
ハラスメント・メンタルヘルス相談室長。開業特定社会保険労務士。公認心理師。シニア産業カウンセラー。パワハラ・セハラ等講演・相談多数



加藤正人  
労働相談室専門相談員。開業特定社会保険労務士。派遣労働者の労務管理、就業規則改定等幅広い相談活動を実施。



加藤豊  
企業内コンプライアンス教育推進室長。特定社会保険労務士。相談等を実施。元名古屋東協会専務理事、元大手電機メーカー労務責任者

行政・民間企業出身の協会専務理事が、各分野の専門家として、必要に応じ相談を行う上記の相談員に助言を行います。

主な上席アドバイザー



加藤久和  
豊橋協会専務理事。元名古屋西労働基準監督署副署長。労災保険審査官、労災実務講習講師



加藤善士  
岡崎協会専務理事。元名古屋南労働基準監督署長。医学博士、社会保険労務士、労働安全衛生コンサルタント



澤田真也  
半田協会専務理事。元名古屋東労働基準監督署長。元愛知労働局課長。



三好了  
豊田協会専務理事。元名古屋北労働基準監督署長。元愛知労働局安全課長。



大島康雄  
江南協会専務理事。元名古屋南労働基準監督署長。労働安全衛生コンサルタント、環境測定士、RSTトレーナー、社会保険労務士有資格者



深田晃平  
瀬戸協会専務理事。元大手機器メーカー総務責任者、RSTトレーナー、ワトカー人事・労務認定資格保有者

## 企業のお声



社名、内容はお伝えできませんが、民事上も含めて様々な相談に電話で対応して頂いています。社内で検討に加えて、協会からいただく的確なアドバイスは、適正な労務管理に役立っています。



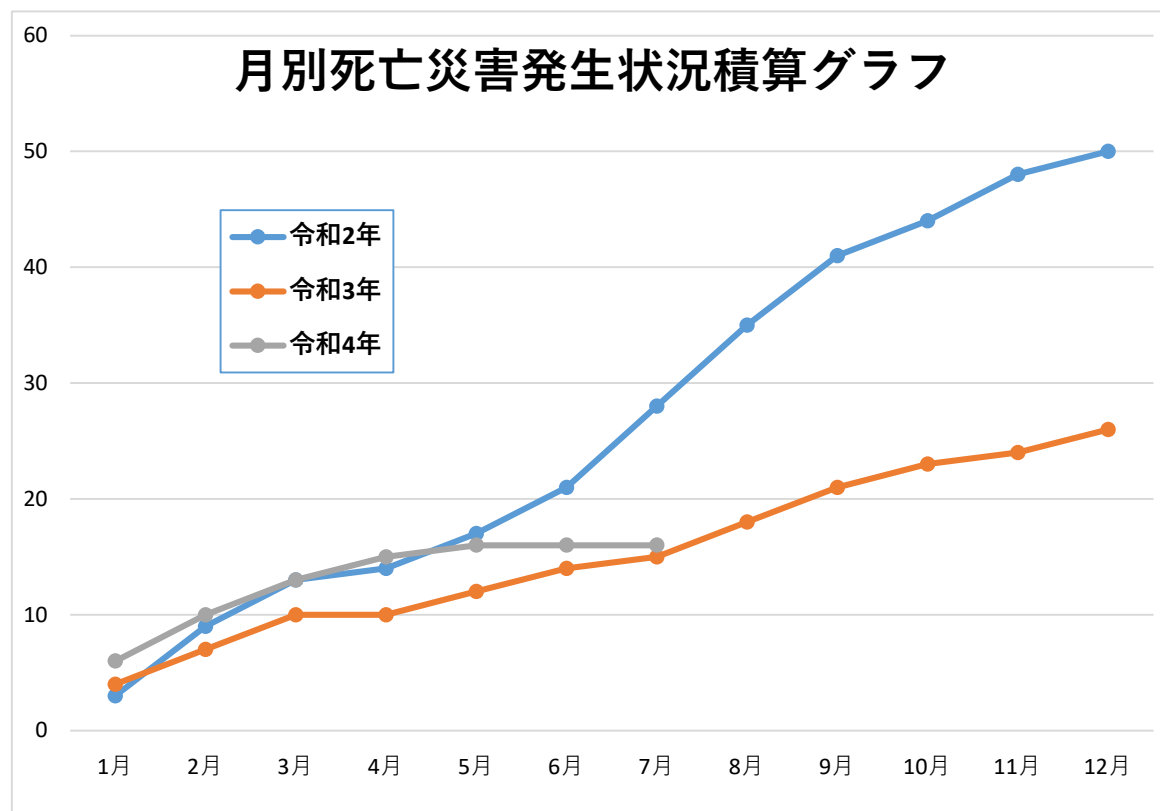
社名、内容はお話しできませんが、安全衛生、労働災害防止の質問は、すぐに協会の企業の労働110番にご相談しています。また、協力会社の労災・雇用保険の手続方法も、大変わかりやすく指導いただきありがとうございます。



## 愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年7月11日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和4年速報値	令和3年同時期(速報値)	令和3年確定値
製造業	製造業	3	6	12 (1)
	食料品製造業		1	1
	化学工業		1	1
	鉄鋼・非鉄金属		1	2
	金属製品	2		1 (1)
	一般・電気・輸送用	1	1	4
	その他		2	3
建設業	建設業	7	2	5
	土木工事業	2		
	建築工事業	4	2	5
その他	1			
陸上貨物運送事業		3		1 (1)
商業	商業		1 (1)	2 (2)
	卸売業			
	小売業		1 (1)	2 (2)
その他				
清掃・と畜業				
上記以外の事業		3 (1)	2 (1)	6 (1)
合計		16 (1)	11 (2)	26 (5)



# 令和4年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和4年6月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和4年	令和3年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		23		28		-5	-17.9%
	食 料 品 製 造 業	7		2		+5	+250.0%
	織 維 工 業	1		2		-1	-50.0%
	鉄 鋼 業	5		7		-2	-28.6%
	金 属 製 品	1		2		-1	-50.0%
	一 般 機 械 器 具	2		5		-3	-60.0%
	輸 送 機 械 製 造	1		6		-5	-83.3%
	上 記 以 外 の 製 造 業	6		4		+2	+50.0%
建 設 業		8	1	7		+1	+14.3%
	土 木 工 事 業	3				+3	-
	建 築 工 事 業	5	1	6		-1	-16.7%
	そ の 他 の 建 設 業			1		-1	-100.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		5		7		-2	-28.6%
小 売 業		7		6		+1	+16.7%
	新 聞 販 売	1		1		0	0.0%
	そ の 他 の 小 売 業	6		5		+1	+20.0%
通 信 業				1		-1	-100.0%
社 会 福 祉 施 設		6		4		+2	+50.0%
飲 食 店		3		1		+2	+200.0%
清 掃 ・ と 畜 業		4		2		+2	+100.0%
上 記 以 外 の 事 業		12		11		+1	+9.1%
合 計		68	1	67	0	+1	+1.5%

死亡者数は外数

# 分析 西尾管内から大きな災害をださない



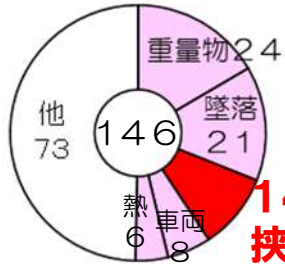
過去 ← → 2022年

過去12年間の  
死亡災害



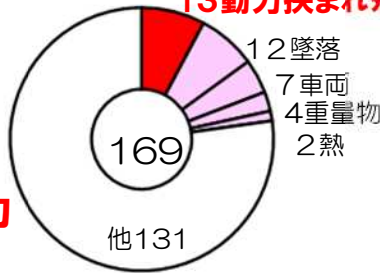
ピンク6要因で94%  
\*以下STOP6と称す

2020年度



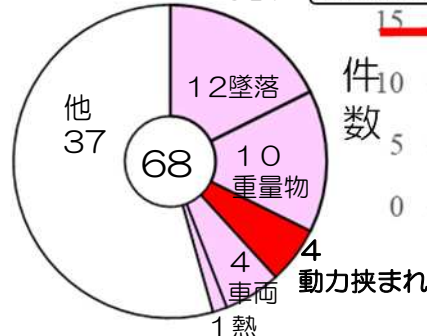
14動力  
挟まれ

2021年度



13動力挟まれ残る!!

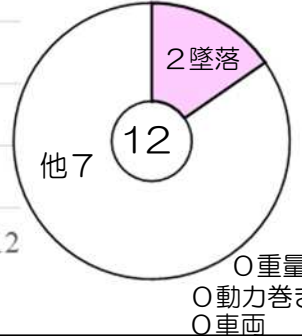
1~6月計



休業災害件数推移



6月単月



○重重量物  
○動力巻き込まれ  
○車両

◇STOP6 73件 比率50%  
◇大きな要因14件  
◇死亡 2件

◇STOP6 38件 比率23%  
◇大きな要因 8件  
◇死亡 0件

2020比  
良い

STOP6 31件 比率46%  
大きな要因 3件  
死亡 1件

2021比  
悪い

6月単独  
STOP6 2件 比率17%  
大きな要因 0件  
死亡 0件

単月は  
良い

## 危険源 (1~6月)

※大きな要因から抽出

- ・脚立 2m 木の枝払い作業中、木があたって脚立が倒れ2m高さから墜落
- ・4tトラック荷台高さ 2m 積んだ樹木の上に乗る吊り具を外した時樹木が動きバランスを崩す
- ・作業床 高さ6m 作業とは関係ない高所エリアに侵入し番線固定前の作業床端部を踏み抜く

## 危険源 (2022年6月)

大きな要因から抽出

なし

6月単月は 大きな災害の温床 (STOP6) 比率は低く 大きな要因もなし 良い  
 前半1~6月は ◇重点是動力挟まれ巻き込まれ防止 発生件数は昨年比大きく下回る 良い  
 ◇大きな災害要因3件は全て墜落 次ページの内容が出来ているか再確認ください



墜落編 墜落した、転落した



危害ひどさ

2m以上の高さ	$1\text{m} \leq h < 2\text{m}$ の高さ	1m未満の高さ
致命	重	軽

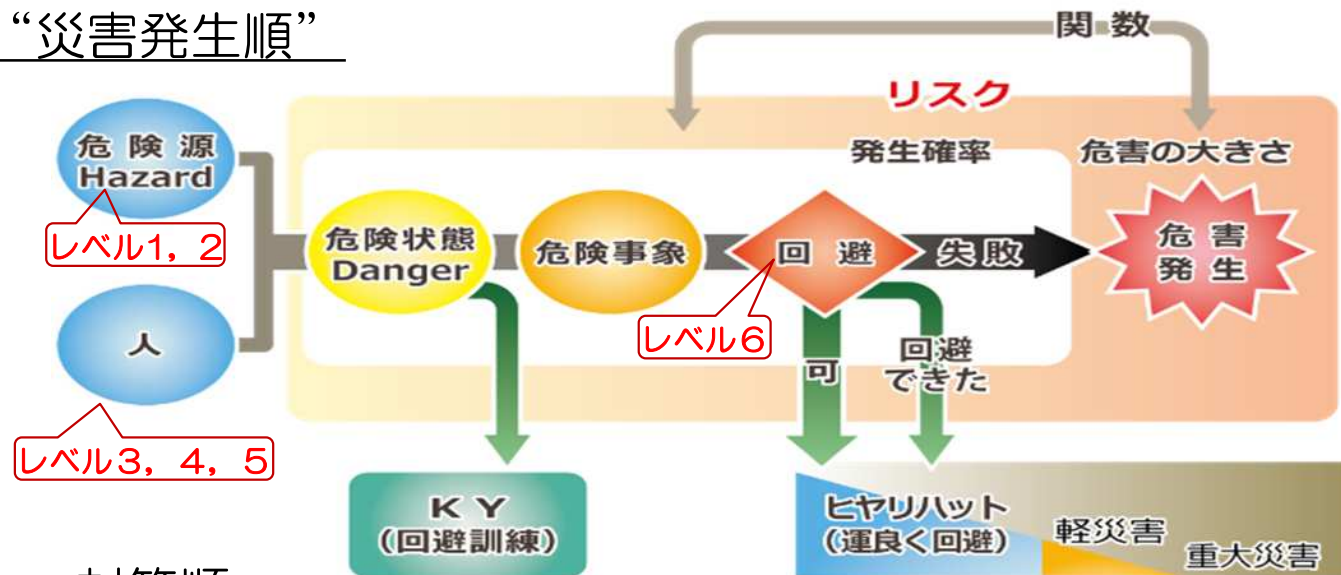
店舗、家庭でも  
調べましょう

2m以上で 人が立つ 立てるところはどこですか  
把握していますか まずは調べましょう

# 対策順

災害発生順で調査・想定できたら 次は対応できてますか この順番で対策を考えていますか  
エネルギーを下げる順番ゆえ 実施レベルに応じて将来の災害レベルが下がる \*コストも下がる

## “災害発生順”



## 対策順

レベル

本質安全化

1. 危険源を無くす
2. 危険源エネルギーを下げる
3. 作業を無くす
4. 作業手順を無くす
5. 接近、接触させず (立ち入り禁止措置含む)
6. 回避手段

## マネジメント

レベル7

管理項目が多いと監督者は大変  
常にレベル1から考えましょう

ただ無くせない場合が多い  
その場合はしっかりと  
危なさに向き合いましょう



7. 左記1~5が出来なかったら  
管理するしかない

一人ひとりが意識して!!



# STOP 6 重災を防ぐ18の鉄則

鉄則で身を守る!!



## 【Actuator】 動力挟まれ/巻込まれ災害を防ぐ鉄則

## 【Block heavy objects】 重量物災害を防ぐ鉄則

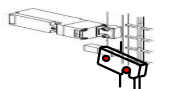
① 災害リスクのある機械は柵・カバーで囲う



② 人は、機内に入る場合『正しく止める』  
・ロックアウトで  
第三者起動を防止する



③ 機械は、人が止め忘れても『ポカヨケで止まる』ようにする  
・止められる設備にする



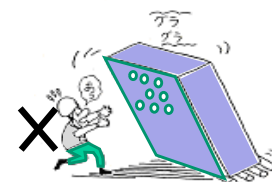
④ 『低く保管、低く搬送』



⑤ 工事計画で転倒、横振れ防止を確認



⑥ 吊り荷、移動中の重量物には近づかない



## 【Car】 フォークリフト災害を防ぐ鉄則

## 【Drop】 墜落/転落災害を防ぐ鉄則

⑦ 『歩車分離』



⑧ バック時は毎回後方確認  
・シートベルトとヘルメット着用



⑨ 指定経路以外を走行しない



⑩ 高所では『常に安全帯を連結』



⑪ 計画外の作業はしない



⑫ 工事計画で墜落防止を確認



## 【Electric shock】 感電災害を防ぐ鉄則

## 【Fire】 熱災害を防ぐ鉄則 - ガス爆発防止 -

⑬ 『電源を遮断し自らロックアウト』



⑭ 自ら検電器で確認



⑮ 絶縁用保護具を着用



⑯ 『着火前にプレパージ』(換気)



⑰ 失火時はガス供給を自動遮断させる



⑱ ガス漏れチェックを行い、発見時は正しく処置

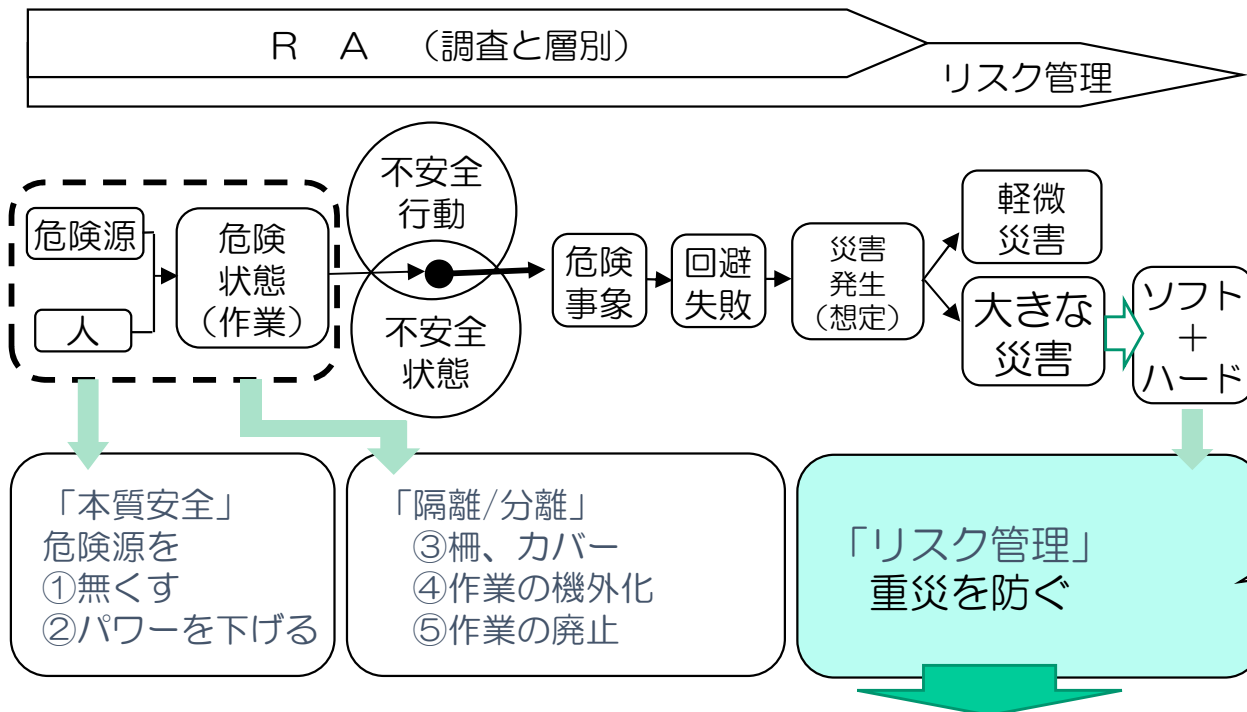




# 2. リスク管理の考え方

## ◆ 災害プロセスと対策順

## ◆ イギリスに学ぶ



	日本	英国
就業人口	6,300万人	2,500万人
休業者数	12万人	13万人
重災者数	1,000人	200人

重災者数に大きな差

リスク管理の考え方

**【ソフト】 人はルールを守る、但しミスを起こすもの**  
**【ハード】 人がミスしてもポカヨケで防ぐ**

- ハード側の安全装置（ドアスイッチ、電磁ドアロック、ライトカーテンなど）はポカヨケとして『止まる』ものであり、人が『止める』ものではない
- 人の意思で『止める』ことが重要だが、人がミスをした場合はポカヨケで『止まる』ようにしておくことが必要

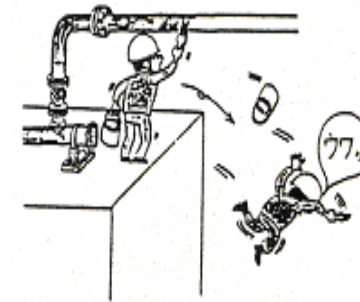
例) 挟まれ/巻き込まれ防止

ソフト、ハードどちらかにミス、エラーがあっても重災は防ぐ

# 【Drop】 墜落/転落災害を防ぐ鉄則

- ▶ 作業前後で親綱がない時に発生しています
- ▶ 計画外の作業をした時に発生しています

→ 工事計画時確認する防止例  
衝撃時ロック機能付ロープ  
“安全ブロック”



## 鉄則1

● ●  
高所では 『常に安全帯を連結』



## 鉄則3

工事計画で墜落防止を確認

作業前、2時間おき、  
場面変化でK Y



## 鉄則2

計画外の作業はしない

7ヶ国語あります  
これで西尾で働くほとんどの方に  
伝わるとおもいます

一例として次ページに中国語

※西尾独自の施策

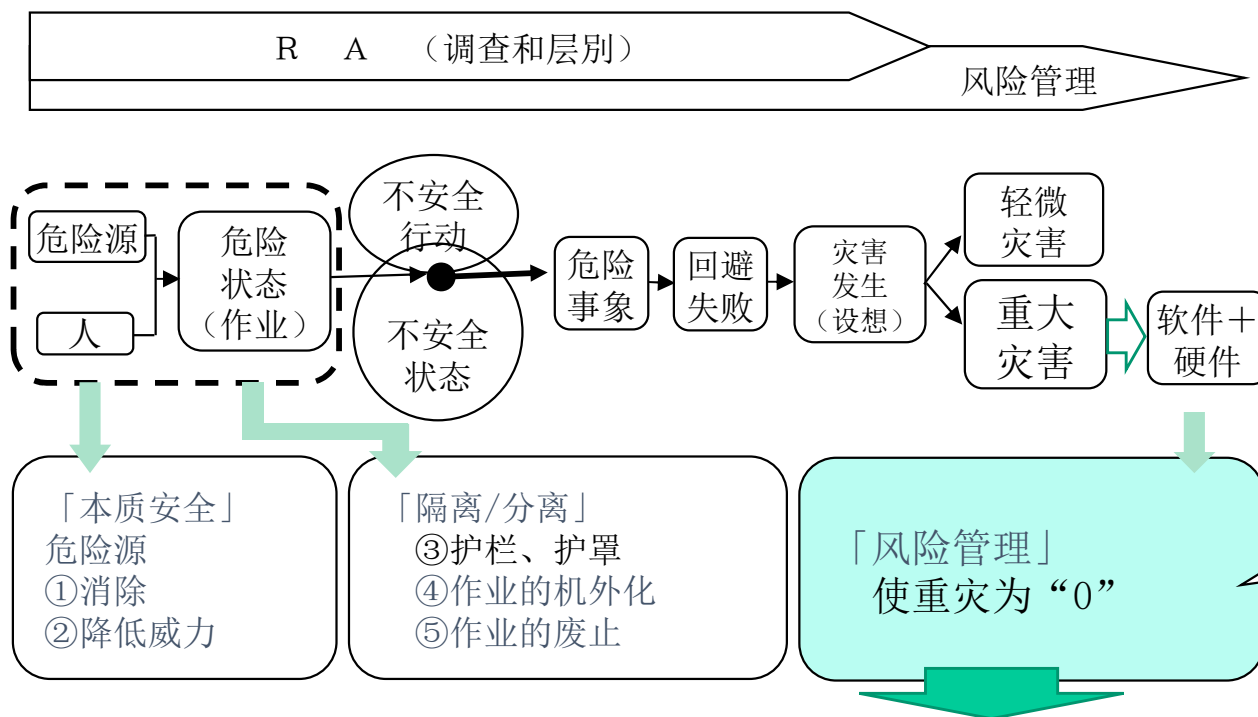
リスクアセスメント出前講座を受講され、  
リスクアセスメント推進事業所宣言された西尾管内の  
事業所にはRA～マネジメント事例集の1つとして  
2023年上期中にDVDにして無料でお渡しします



## 2. 风险管理的思考方法

### 灾害程序与对策顺序

### 学习英国的经验



	日本	英国
从业人口	6,300万人	2,500万人
停工者数	12万人	13万人
重灾者数	1,000人	200人

重灾者数差异较大

### 风险管理的思考方式

【软件】

人遵守规则，但难免失误

【硬件】

即使人出现失误，也可通过防误法来阻止

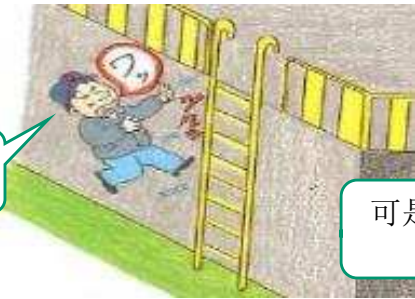
- 硬件方面的安全装置（门开关、电磁门锁、光幕等）是可以“停止”的防呆装置，但人是不能“停止”的
- 人有意识的“停止”固然重要，但当人失误时也有必要通过防呆法使其“停止”

例) 防止夹伤/卷入

即使软件或硬件中任何一方出现失误或错误，也可防止重灾

# 【Drop】 防止坠落/滚落灾害的铁则

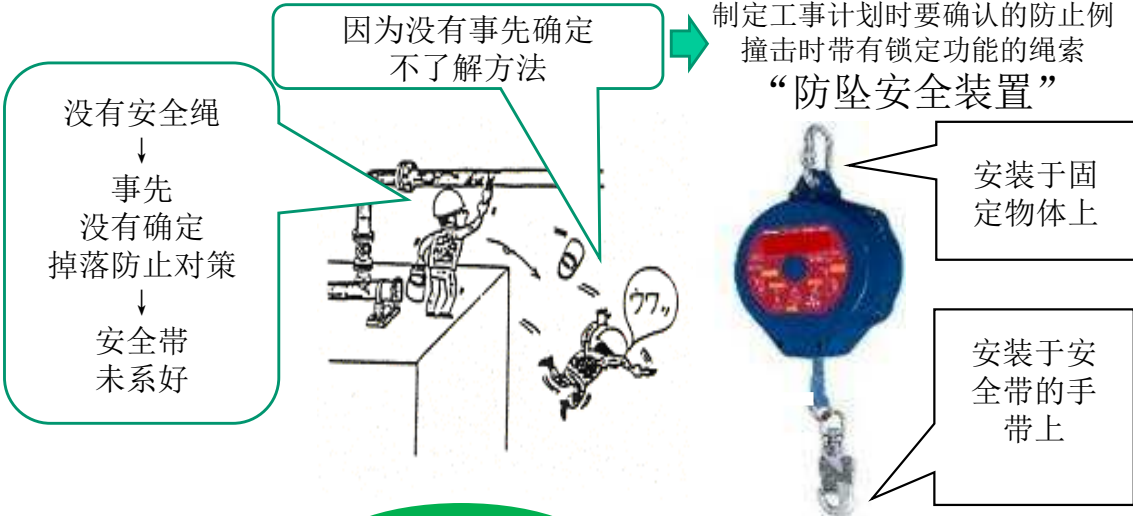
作业前后没有安全绳时有灾害发生  
实施计划外的作业时有灾害发生



未使用安全带的规则违反



可是没有下达登高指示啊……



## 铁则1

### 在高出要“时刻系好安全带”



- 时刻确认自己所处的位置是否在 2 m 以上
- 在安装安全绳的前后都可通过上述防坠安全装置等与安全带连结
- 要使用吊带式安全带和安全帽

## 铁则2

### 不实施计划外作业

- 向作业负责人请示

## 铁则3

### 通过工事计划确认防止坠落



### 在作业前，每隔2个小时，场景发生变化时进行KY



- 将具体方法明确记录到工事计划书上
- 作业负责人要为进行KY、复习规则创造条件